

# 2020年1月～7月の文科省による中央教育政策の動向と検討課題

2020.8.8 民研フォーラム 動向表 (朝岡幸彦)、本報告 (梅原利夫)

## 1 2020年1月以降を5期に区分して把握する (朝岡作成)

- I期 潜伏期： 新型コロナを指定感染に (2.1 政令) 1月～2月下旬  
II期 拡大期：政府基本方針決定 (2.25)、首相の学校一斉臨時休校の要請 (2.27)、～3月中旬  
III期 規制強化期：改正特別措置法(3.13 成立)、緊急事態宣言 (4.7 7都府県、4.16 全国)  
IV期 規制緩和期：宣言解除 (5.14 39 県、5.21 近畿3府県、5.25 全国) ～7月中旬  
V期 新たな拡大期：イベント制限緩和、Go To トラベル、学校夏休み、盆休み ～8月

## 2 中央教育行政から多様で多数の発信物が出される

通知、周知、要請、依頼 / ガイドライン、メッセージ、Q&A、調査結果、動画配信

### ○2.28 藤原誠事務次官 (通知) 「～一斉臨時休業について」

- ・3月2日から春季休業開始日まで、臨時休業を行うようお願いします。

### ○2.28 健康教育・食育課 (事務連絡) 「～一斉休業の Q&A」、以後多種類の Q&A (更新続く)

- ・問1～32 項目。4 答：可能な限り、家庭学習を適切に課すなど配慮いただきたい。

### ○4.21 初中局長 (通知) 「～学習の保障等について」

- ・最低限取り組む事項：家庭学習を課す / ICT の最大限活用 / 心身の状況把握とケア

### ○5.04 地域学習推進課長 (事務連絡) 「～宣言の延長について」

- ・緊急事態措置の5.31 までの延長 / 社会教育施設でのイベントの自粛、使用制限等

### ○5.15 初中局長 (通知) 「～学校教育活動等での『学びの保障』の方向性」

- ・標準授業時数を下回ったことのみで学校教育法施行規則に反するものとはされない。
- ・最終学年以外は、次年度以降に移して教育課程を編成できる。
- ・ICT の活用による学びの保障
- ・高校入試実施に配慮事項あり

### ○6.05 教育課程課長・教科書課長 (通知) 「～学習活動の重点化に係る留意事項等」

- ・例示：授業単位時間の減、1 日授業コマの増加、長期休業短縮、土曜活用、行事縮減
- ・小学校6年、中学校3年について、全 10 教科・道徳・総合・特活の学習活動重点化

### ○6.05 初中教育局 「～『学びの保障』総合対策パッケージ」

- ・授業を協働学習など、学校でしかできない学習活動に重点化する
- ・最終学年以外は、一部を次年度以降に移す特例的対応が可能
- ・人的・物的体制の整備
- ・ICT 活用によるオンライン学習の確立

### 3 検討したい問題点や課題

1. (1) 権限逸脱の疑いある「首相、いっせい休校要請」の後追いである 2.28 通知でさえ、休業は「お願い」に過ぎず、「臨時休業の期間や形態は、各学校設置者に判断いただくことを妨げるものではありません」とあるが、3月2日から春休み迄の休業実施率は約99%(?)にものぼった。この事態を、日頃からの中央と各地域との「みごとな一体性」と見るのか否か。  
このなかでも、独自の判断をした教育委員会の存在と判断根拠を把握する必要がある。  
(2) 緊急事態宣言後の休校実施率は、小中高校で全国平均 95~97%である(4.22 調査結果)。  
幼稚園を除き 100%がほとんどのなか、鳥取県は全種別学校実施 0%、岩手県は 7~2%。
2. その都度の重要な通知類は、学校教育を例に見ると、次のような流れで現場に浸透した。
  - (1) 文科省(次官名、局長名、各部局) ⇒ 県レベル教育委員会 ⇒ 各市区町村教育委員会 ⇒ (協議の場としての地区ごとの校長会) ⇒ 各学校現場
  - (2) 文科省からの通知類文書には、柔軟な対応(授業時数確保、学習指導要領実施など)の幅が示されているにも関わらず、県や地域での教育委員会文書になると、過剰適応とでも言うべき「厳格な実施」を求めるものに「変化」した例が見られた。それはなぜなのか。
  - (3) 学校現場でみられた、上からの「指示」の緊急の変更や混乱の要因は、自治体首長部局での実施本部と教育委員会との相互連絡上の齟齬(そご)の発生、及び「協議の場としての校長会」での合意による縛りの強さ(他学校と足並みをそろえよう)があったと推測される。
3. さらに注目したいのは、多数の問いに応えた「Q&A」文書が、地域教育委員会や学校現場での判断基準として、具体的であればあるほど影響力を持ったと推測される。  
この文書は、状況に応じて常時更新され続けている。こうしたいわば例示に過ぎない文書が、かえって教育現場にはその通りに浸透していくという特徴が見られた。
4. 学習環境整備や学習指導の進め方において、すでに前年度までにある程度進行していた「GIGA スクール構想」や「ICT 環境整備」という政策の、前倒し実行の動きが顕著である。  
これらは、当初は休校措置による教師と子どもとのコミュニケーション遮断という事態を緊急に補うツールとして活用されて行ったが、やがては「次の学習のあり方」を先取りするものとして、教育再編の主軸に躍り出てこようとしている。

\*GIGA : Global and Innovation Gateway for All

\*ICT : Information and Communication Technology

5. 初等中等教育再編を課題とした中央教育審議会(2019.4 諮問)の審議が中断していたなかで異例のことだと思ったが、「特別部会」の名で「全国の学校関係者のみなさんへ」という文書を出し(2020.4.30)、「GIGA スクール構想」「ICT 環境の充実」「個別最適化された学び」などの実現を呼びかけていた。この事態を、答申へと橋わたししうるチャンスと捉えていた。  
なお「教育課程部会におけるこれまでの審議経過」(2020.7.17、第 11 回特別部会への提出資料)によれば、それまでの「個別最適化された学び」という用語は、バージョンアップされて、次のような新たなフレーズとして提案されている。

多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、  
個別最適化された学びと協働的な学びにより 社会とつながる探究的な学びを実現していく  
これらの詳細な検討は、民研・教育課程研究委員会にて継続研究課題として行われている。